

病児保育室 こあら

病児保育室こあらは、お子様が病気等の回復期または回復期には至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない場合で、他の子どもさんの集団生活が困難な時期に、ご家庭の都合（お仕事、急用、冠婚葬祭など）で、自宅で看病できないとき、保護者の方にかわって、一時的にお預かりするところです。

対象児童

三好市・東みよし町に住所を有する児童又は同市町内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設若しくは小学校に通っている満1歳～小学校3年生までの児童であり、病気等で当面の病状等の急変が見られない安定した状態であると医師が認めるもので、集団保育が困難でありかつ家庭で、保護者が看病できない児童

利用手続き

- あらかじめ利用登録申請書を提出し、利用登録承認書を受領してください。（提出先：三好市子育て支援課・東みよし町福祉課）
- 利用申込の前にかかりつけの医療機関を受診し、病児保育室を利用できる証明として、「診療情報提供書」をもらってきてください。これがなければ保育室の利用はできません。（詳細については裏面をご覧ください）
- 事前に登録を済ませている場合は、お電話での予約もできます。登録先の各市町の窓口へ電話してください。（事前に未登録の場合は、窓口までお越しいただきます。）
- お渡ししている「利用時の保護者からの病状連絡票」にあらかじめ記入してからの入室をお勧めします。

お問い合わせ先

三好市 子育て支援課 電話 0883-72-7648
東みよし町 福祉課 電話 0883-82-6306

開設時間

月～金 8:30～17:30

（土・日・祝祭日・年末年始は休みです）

※延長保育はありませんので、迎えの時間は厳守してください。
※月曜日のご利用は、前週の金曜日までに予約をしてください。

利用定員

1日 3名まで

※3名を超えるお申し込みは受けられません
※個々の症状により3名以下でもお断りする場合があります。

利用料

1日 1人 2,000円

生活保護・前年度の市町村民税が非課税の世帯は免除
ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯は半額となります。
※別途、利用に際し生じた実費は個人負担となります。

病児保育室こあらの所在地

三好市井川町吉岡127-2 健生西部診療所内

電話 0883-78-2292



注!

施設には、保育士が常駐しておりませんので、ご利用当日のお申し込みは受け付けられません。ご注意ください。

ご利用をお断りするとき

- お子様が発症性の疾患で、他児への感染の恐れがあるとき。
 - ・ はしか・RSウイルスはお預かりできません。
 - ・ インフルエンザ等は病態で判断されます。
- お子様の病気が重く、入院治療を必要とするとき。
- お子様の疾患の状況等により、同施設での受入が困難なとき。等
 - ・ お子様の安全が第一ですので、医師や施設の判断に従ってください。

利用可能な疾病等

風邪、消化不良症等、乳幼児及び児童が日ごろ罹患する疾患や感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患など。

(例: インフルエンザ・百日咳・おたふくかぜ・水ぼうそう・プール熱・手足口病・ヘルパンギーナ・嘔吐下痢症・とびひ・骨折・喘息等)

お約束事項

- 保育室からの連絡がいつでもとれるように、連絡先を明らかにしておいてください。
- 予約がとれたあとにキャンセルする場合は、速やかにご連絡ください。連絡がなかったり、遅くなると利用をしたい方が利用できない場合があります。
- お迎え等の時間は必ず守ってください。
- 利用料・実費徴収金等は必ずお支払いください。
- 決まりを守れない場合は、次回からご利用できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

保育室利用日に持ってくるもの

診療情報提供書・連絡票・健康保険証・子どもはぐみ医療受給者証・印鑑・弁当・おやつ・飲み物・着替え・手拭き口拭きタオル・おむつ(おしり拭き)・ビニール袋(汚れ物等入れる)・食事前エプロン・お薬(処方薬)・好きなおもちゃ等、お子様の状況に応じて持たせてください。

お弁当について

普通食の摂取できる子どもさんについては、ご利用時に注文することもできます。(別途料金が必要です。1食 500円 おやつ含む)
アレルギー対応はしておりませんのでご注意ください。

ご利用当日のキャンセルについて

- 午前8時30分～9時までに下記に連絡してください。
- 連絡なくキャンセルの場合は、次回からのご利用ができなくなりますのでご注意ください。(連絡先) 健生西部診療所
電話 0883-78-2292

★登録申請書等の関係書類は三好市子育て支援課・東みよし町福祉課等にあります。

ご利用手続きの流れ

■ 事前登録(随時)

「利用登録申請書」(保護者)

利用登録承認通知書(市・町)

■ 利用前日手続

かかりつけ医を受診(病後児保育室の利用許可)し「診療情報提供書」を作成してもらう。(保護者)

★利用申し込みは利用前日の午前8時半から午後4時の間に事前登録先へ電話若しくは窓口で申し込む。(保護者)

※利用前日が土日祝日等の場合は、休日の前の日までの申込となります。

窓口では、「事業利用申請書」・「予約時情報記入用紙」に記入(保護者)
電話では、「予約時情報記入用紙」に聞き取り。(市・町)

予約状況確認

保護者に連絡(利用許可)(市・町)

■ 利用当日

・ 来室・書類提出(保護者)

「診療情報提供書」「利用申込書」

「利用時の保護者からの病状連絡票」

「与薬依頼書」等

・ 利用料及び実費徴収金を納付(保護者)

ご利用にあたっては、お子様が安全かつスムーズにお預かりするため、事前の登録をお願いしています。登録手数料は無料ですので、各市・町にお問い合わせください。(登録は毎年度必要です)



★利用料金について

1人1日 2,000円

4月から8月までは、前年度9月から翌年3月までは当該年度の市町村民税の課税状況により決定します。

病児・病後児保育施設利用料(1日あたり)

児童が属する世帯の区分	利用料
三好市又は東みよし町内に住所を有し、次に属する世帯 1. 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 2. 4月から8月の利用においては前年度の、9月から翌年3月の利用においては当該年度の市町村民税非課税世帯	0円
三好市又は東みよし町内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯 1. 4月から8月の利用においては前年度の、9月から翌年3月の利用においては当該年度の市町村民税均等割りのみ 課税世帯 2. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定するひとり親世帯及び在宅障がい児のいる世帯	1,000円
上記以外の世帯	2,000円